

令和 8 年 3 月

伊那市議会定例會議案書

(関係資料)

令和 8 年 2 月 20 日

## 令和8年3月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	伊那市過疎地域持続的発展計画の策定について	5
議案第1号関係資料	伊那市過疎地域持続的発展計画について	6
議案第2号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	7
議案第3号	公の施設の指定管理者の指定について	9
議案第4号	伊那市積立基金条例の一部を改正する条例	11
議案第5号	伊那市田舎暮らしモデルハウス条例の一部を改正する条例	13
議案第6号	伊那市保育園条例の一部を改正する条例	15
議案第7号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	18
議案第8号	伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例	26
議案第9号	伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
議案第10号	伊那市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	35
議案第11号	伊那市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	47
議案第12号	伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例	49
議案第13号	伊那市介護実習施設条例を廃止する条例	53
議案第13号関係資料	伊那市介護実習施設（長谷介護実習施設）位置図	55
議案第14号	伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例	56
議案第15号	伊那市火葬場条例の一部を改正する条例	58
議案第16号	伊那市体験交流施設条例の一部を改正する条例	61

議案第17号	伊那市農村公園条例の一部を改正する条例	68
議案第18号	伊那市火入れに関する条例の一部を改正する条例	75
議案第19号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	77
議案第20号	人権擁護委員候補者の推薦について	81
議案第21号	財産（建物）の譲与について	85
議案第21号関係資料	下殿島いきいき交流施設位置図	87
議案第22号	令和7年度伊那市一般会計第9回補正予算について	88
議案第23号	令和7年度伊那市国民健康保険特別会計第4回補正予算について	89
議案第24号	令和7年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第4回補正予算について	90
議案第25号	令和7年度伊那市後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について	91
議案第26号	令和7年度伊那市介護保険特別会計第4回補正予算について	92
議案第27号	令和7年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について	93
議案第28号	令和7年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算について	94
議案第29号	令和7年度伊那市水道事業会計第5回補正予算について	95
議案第30号	令和7年度伊那市下水道事業会計第4回補正予算について	96
議案第31号	令和7年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算について	97
議案第32号	令和8年度伊那市一般会計予算について	98
議案第33号	令和8年度伊那市国民健康保険特別会計予算について	99
議案第34号	令和8年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について	100
議案第35号	令和8年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について	101
議案第36号	令和8年度伊那市介護保険特別会計予算について	102

議案第37号	令和8年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について	103
議案第38号	令和8年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について	104
議案第39号	令和8年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について	105
議案第40号	令和8年度伊那市北原財産区特別会計予算について	106
議案第41号	令和8年度伊那市長藤財産区特別会計予算について	107
議案第42号	令和8年度伊那市水道事業会計予算について	108
議案第43号	令和8年度伊那市下水道事業会計予算について	109
議案第44号	令和8年度伊那市自動車運送事業会計予算について	110

議案第1号

伊那市過疎地域持続的発展計画の策定について

伊那市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市過疎地域持続的発展計画を定めるため、提案するものであります。

## 伊那市過疎地域持続的発展計画について

### 1 計画策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（令和12年度末までの10か年の時限立法）が令和3年4月1日に施行された。過疎対策事業債等の財政上の特別措置を受けて過疎対策を推進するため、伊那市過疎地域持続的発展計画（以下「伊那市過疎計画」とする。）を策定しているが、現行は令和3年度から令和7年度までの5か年計画であり最終年度を迎えるため、次期5か年の計画を策定する。

なお、本計画は、長野県の策定する過疎地域持続的発展方針を基本とし、現行の伊那市過疎計画を現状に合わせて修正することにより策定する。

### 2 計画の概要

#### (1) 対象地域

旧高遠町及び旧長谷村の区域

#### (2) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5か年

#### (3) 主な変更内容

ア 指標等の時点修正

イ 事業計画の加除

#### (4) 地域の持続的発展に関する目標の設定及び達成状況の評価

高遠町地区及び長谷地区の令和12年度末時点の人口を指標とし、毎年度各地域協議会で評価する。

### 3 計画策定による財政上の特別措置

#### (1) 過疎対策事業債（交付税措置率70パーセント）

#### (2) 過疎地域持続的発展支援事業等の補助メニュー

#### (3) 事業用設備等に係る特別償却等の税制措置

議案第2号

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

公の施設の指定管理者の指定の期間を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定の期間を変更するため、提案するものであります。

(議案第2号別紙)

1 みはらしファーム

施設の名称	指定管理者の名称	議決年月日	現行の指定期間	変更後の指定期間
ファームレストラン トマトの木	上伊那農業協同組合	令和7年3月21日	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
バーベキューガーデン	上伊那農業協同組合	令和7年3月21日	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第3号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を別紙のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

(議案第3号別紙)

1 みはらしファーム

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
バーベキューガーデン	はびろ農業公園管理組合	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

2 体験交流施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
新山ふるさと体験館	新山区長会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

3 バイクパーク

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
伊那市横山バイクパーク	株式会社 E R U K	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第4号

伊那市積立基金条例の一部を改正する条例

伊那市積立基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

観光振興基金を設置するため、提案するものであります。

(議案第4号別紙)

## 伊那市積立基金条例の一部を改正する条例

伊那市積立基金条例（平成18年伊那市条例第52号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧			新		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
名称	目的及び使途	会計名	名称	目的及び使途	会計名
略			略		
森林環境譲与税基金	森林環境譲与税の交付に伴い実施する森林經營管理制度による各種事業及び森林整備等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計	森林環境譲与税基金	森林環境譲与税の交付に伴い実施する森林經營管理制度による各種事業及び森林整備等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計
			観光振興基金	長野県宿泊税市町村交付金の交付に伴い実施する観光振興を図る各種事業及び施設整備等に要する費用の財源に充てる。	伊那市一般会計

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

伊那市田舎暮らしモデルハウス条例の一部を改正する条例

伊那市田舎暮らしモデルハウス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

田舎暮らしモデルハウスの使用料を改定するため、提案するものであります。

(議案第 5 号別紙)

## 伊那市田舎暮らしモデルハウス条例の一部を改正する条例

伊那市田舎暮らしモデルハウス条例（平成 28 年伊那市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（使用料等）</p> <p>第 5 条 宿泊者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、1 棟 1 泊につき<u>4,000円</u>とする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>（使用料等）</p> <p>第 5 条 宿泊者は、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、1 棟 1 泊につき<u>5,000円</u>とする。</p> <p>3～4 略</p>

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊那市田舎暮らしモデルハウス条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係るものから適用し、同日前の利用許可に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 6 号

伊那市保育園条例の一部を改正する条例

伊那市保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 20 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

入園不承諾条項を削除するため、提案するものであります。

(議案第6号別紙)

## 伊那市保育園条例の一部を改正する条例

伊那市保育園条例（平成18年伊那市条例第76号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（入園の<u>承諾</u>）</p> <p>第5条 保育園に<u>乳幼児を入園させようとするときは、市長の承諾を受けなければならぬ。</u></p>	<p>（入園の<u>手続</u>）</p> <p>第5条 保育園に<u>入園を希望する乳幼児の保護者は、市長に申込み、その承認を受けなければならぬ。</u></p>
<p>（入園の<u>不承諾</u>）</p> <p>第6条 市長は、乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を承諾しないことができる。</p> <p>（1）<u>伝染性疾患有する場合</u></p> <p>（2）<u>身体虚弱のため保育に耐えない場合</u></p> <p>（3）<u>精神的欠陥を有する場合</u></p> <p>（4）<u>前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた場合</u></p>	<p>第6条 削除</p>
（退園又は一時休園）	（退園又は一時休園）

旧	新
<p>第11条 市長は、乳幼児又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、退園又は一時休園をさせることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第6条各号のいずれかに該当するに至った場合</u></p> <p>(3) <u>保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に従わない場合</u></p>	<p>第11条 市長は、乳幼児又はその保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、退園又は一時休園をさせることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に従わない場合</u></p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行等により、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第7号別紙)

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に 有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相 談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の 利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診 断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一 部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の 全部又は一部を行わないことができる。この場合において、 家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用 開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表 の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40 年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をい う。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断 等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等が それぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当 すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は 一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保 育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結 果を把握しなければならない。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="width: 45%;"><p><u>児童相談所等における乳児又は 幼児（以下「乳幼児」とい う。）の利用開始前の健康診断</u></p></div><div style="width: 45%;"><p><u>利用乳幼児に対する利用 開始時の健康診断</u></p></div></div>

旧	新	
3～4 略	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
(職員) 第24条 略  2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。  (1)～(2) 略 3 略	3～4 略	(職員) 第24条 略  2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士 <u>（長野県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は長野県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）</u> 又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)～(2) 略 3 略
(職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理	(職員) 第30条 小規模保育事業所A型には、保育士 <u>（長野県が認定地</u>	

旧	新
<p>員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～3 略</p>	<p><u>方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2～3 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士<u>（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～3 略</p>

旧	新
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士<u>(長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士<u>(長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業</p>

旧	新
2～3 略	所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 2～3 略

(伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 伊那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第29号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士<u>（長野県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）</u>の資格を有する者</p>

旧	新
(2)～(10) 略 4～5 略	(2)～(10) 略 4～5 略
(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

乳児等通園支援事業の利用料を定めるため、提案するものであります。

(議案第8号別紙)

## 伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年伊那市条例第44号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
伊那市子どものための教育・保育に関する <u>利用者負担額</u> を定める条例	伊那市子どものための教育・保育に関する <u>利用者負担額等</u> を定める条例
（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u> の規定に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）及び <u>利用料（以下これらを「利用者負担額等」という。）</u> について必要な事項を定めるものとする。
（利用者負担額）	（利用者負担額）

旧	新
第2条 略	<p>第2条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(乳児等通園支援事業の利用料)</u></p> <p><u>第3条 市長は、乳児又は幼児が市立保育園において乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）による乳児等通園支援を受けたときは、当該乳児又は幼児の保護者又は扶養義務者から当該乳児等通園支援事業の利用に係る利用料を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の利用料は、市長が別に定める額とする。</u></p>
(利用者負担額の減免) <u>第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</u>	(利用者負担額等の減免) <u>第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額等を減額し、又は免除することができる。</u>
(委任) <u>第4条 略</u>	(委任) <u>第5条 略</u>

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第9号別紙)

## 伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p><u>（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>	<p><u>（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）</u></p> <p>第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>
<p><u>（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p><u>（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p>

旧	新
<p>(虐待等の<u>防止</u>)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の<u>禁止</u>)</p> <p>第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の<u>開始</u>、<u>終了</u>に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の<u>開始及び終了</u>に関する事項 その他の利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p>
<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p>

旧	新
<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る<u>利用定員</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る<u>利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>
<p>(職員)</p> <p>第22条 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第22条 略</p> <p><u>（設備及び職員の基準の特例）</u></p> <p><u>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所に</u></p>

旧	新
	<p><u>において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p>
<p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>
<p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<u>その職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことがで</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及び<u>その乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい</p>

旧	新
きる。	う。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第10号

伊那市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

伊那市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）が定められたため、提案するものであります。

## 伊那市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

### 附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、長野県、市、特定教育・保育施設等

(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

#### （面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

#### （正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

- 第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
- （乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付

認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園

支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの

又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
  - (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
  - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雜則

#### (電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行なうことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行なうことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

##### (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

##### (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができる

きるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第11号

伊那市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

伊那市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

デイサービスセンター春富ふくじゅ園を廃止するため、提案するものであります。

(議案第 11 号別紙)

## 伊那市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

伊那市デイサービスセンター条例（平成 18 年伊那市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新						
<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>デイサービスセンター春富ふくじゅ園</u></td><td><u>伊那市西春近 7171 番地 1</u></td></tr><tr><td><u>長谷デイサービスセンター</u></td><td><u>伊那市長谷非持 543 番地 3</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	<u>デイサービスセンター春富ふくじゅ園</u>	<u>伊那市西春近 7171 番地 1</u>	<u>長谷デイサービスセンター</u>	<u>伊那市長谷非持 543 番地 3</u>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>長谷デイサービスセンター</u> 位置 <u>伊那市長谷非持 543 番地 3</u></p>
名称	位置						
<u>デイサービスセンター春富ふくじゅ園</u>	<u>伊那市西春近 7171 番地 1</u>						
<u>長谷デイサービスセンター</u>	<u>伊那市長谷非持 543 番地 3</u>						

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第12号

伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例

伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

長藤健康増進施設の用途を廃止し、長藤診療所の一部として利用するため、提案するものであります。

(議案第12号別紙)

## 伊那市老人福祉センター等条例の一部を改正する条例

老人福祉センター等条例（平成18年伊那市条例第82号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新														
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 老人福祉センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>美篤世代間交流施設</td><td>伊那市美篤4995番地13</td></tr><tr><td>長藤健康増進施設</td><td>伊那市高遠町長藤1754番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		美篤世代間交流施設	伊那市美篤4995番地13	長藤健康増進施設	伊那市高遠町長藤1754番地	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 老人福祉センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>美篤世代間交流施設</td><td>伊那市美篤4995番地13</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		美篤世代間交流施設	伊那市美篤4995番地13
名称	位置														
略															
美篤世代間交流施設	伊那市美篤4995番地13														
長藤健康増進施設	伊那市高遠町長藤1754番地														
名称	位置														
略															
美篤世代間交流施設	伊那市美篤4995番地13														
<p>（使用料）</p> <p>第12条 老人憩の家緑の家、<u>美篤世代間交流施設</u>及び<u>長藤健康増進施設</u>の使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>（使用料）</p> <p>第12条 老人憩の家緑の家<u>及び</u><u>美篤世代間交流施設</u>の使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p>														

旧	新
<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 伊那市高遠町老人福祉センター、伊那市高遠町高齢者生きがいセンター</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ 12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>3 <u>長藤健康増進施設</u></p> <p>(1) <u>使用時間 午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>休日 伊那市の休日を定める条例（平成18年伊那市条例第3号）第1条第1項に規定する休日</u></p>	<p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 伊那市高遠町老人福祉センター、伊那市高遠町高齢者生きがいセンター</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休日</p> <p>ア 略</p> <p>イ 12月29日から翌年の1月3日まで</p>
<p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 美篤世代間交流施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号以外の場合 次の表のとおり</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 備品使用料 市長が別に定める額</p> <p>3 <u>長藤健康増進施設</u></p> <p>(1) <u>第7条第1号に掲げる者及び小・中学生が使用する場合</u></p> <p><u>次の表のとおり</u></p>	<p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 美篤世代間交流施設</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号以外の場合 次の表のとおり</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 備品使用料 市長が別に定める額</p>

旧		新
区分	使用料（1回につき）	
種別		
プール室	200円	
機能訓練室	100円	

(2) 前号以外の場合 次の表のとおり	
区分	使用料（1回につき）
種別	
プール室	300円
機能訓練室	100円

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

伊那市介護実習施設条例を廃止する条例

伊那市介護実習施設条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

伊那市介護実習施設を廃止するため、提案するものであります。

(議案第13号別紙)

### 伊那市介護実習施設条例を廃止する条例

伊那市介護実習施設条例（平成18年伊那市条例第85号）は、廃止する。

#### 附 則

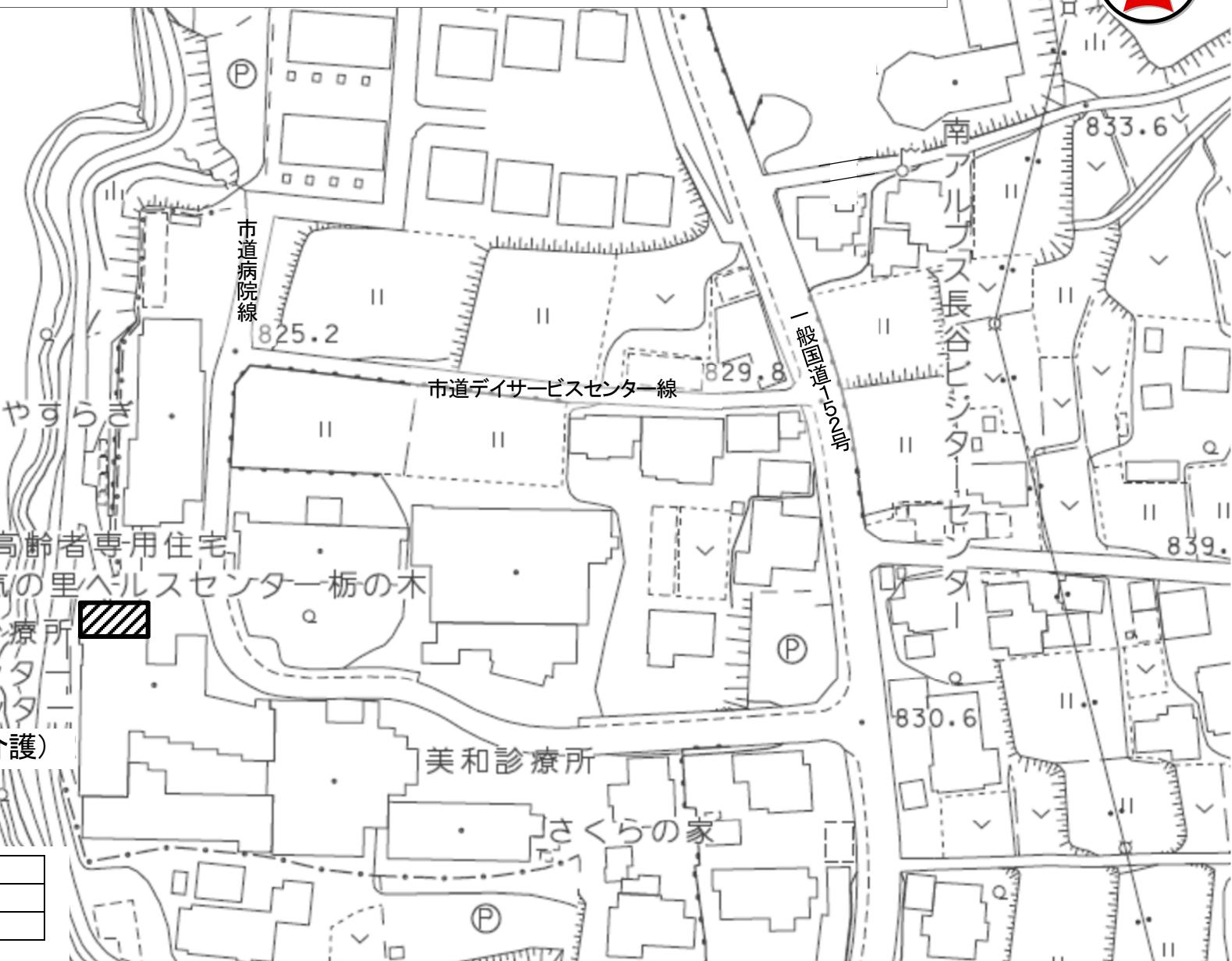
この条例は、公布の日から施行する。

## 伊那市介護実習施設（長谷介護実習施設）位置図



ディサービスセンターやすらぎ  
長谷高齢者専用住宅  
気の里ヘルスセンター 柿の木  
長谷鍼灸治療所  
長谷健康増進センター  
長谷包括支援センター  
さくらの家（生活介護）

廃止施設の概要	
名称	長谷介護実習施設
位置	伊那市長谷非持570番地 6



議案第14号

伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

介護予防施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

(議案第14号別紙)

## 伊那市介護予防施設条例の一部を改正する条例

伊那市介護予防施設条例（平成22年伊那市条例第31号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新																		
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>下殿島いきいき交流施設</td><td>伊那市東春近3814番地5</td></tr><tr><td>桜井地域支え合いセンター</td><td>伊那市富県4782番地1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近3814番地5	桜井地域支え合いセンター	伊那市富県4782番地1	略		<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>桜井地域支え合いセンター</td><td>伊那市富県4782番地1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		桜井地域支え合いセンター	伊那市富県4782番地1	略	
名称	位置																		
略																			
下殿島いきいき交流施設	伊那市東春近3814番地5																		
桜井地域支え合いセンター	伊那市富県4782番地1																		
略																			
名称	位置																		
略																			
桜井地域支え合いセンター	伊那市富県4782番地1																		
略																			

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

伊那市火葬場条例の一部を改正する条例

伊那市火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

火葬場使用料を改定するため、提案するものであります。

(議案第15号別紙)

## 伊那市火葬場条例の一部を改正する条例

伊那市火葬場条例（平成18年伊那市条例第103号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧			新		
区分	使用料		備考		
	市内	市外			
10歳以上1体につき	11,000円	55,000円			
10歳未満1体につき	6,600円	33,000円			
死胎児1体につき	5,500円	16,500円	妊娠20週以上のもの		
胞衣等又は身体の一部	2,800円	11,000円	妊娠20週未満の死胎児を含む。		
略					

別表（第5条関係）			
火葬場使用料金表			
区分	使用料		備考
	市内	市外	
10歳以上1体につき	13,000円	65,000円	
10歳未満1体につき	9,000円	45,000円	
死胎児1体につき	6,000円	30,000円	妊娠20週以上のもの
胞衣等又は身体の一部	3,000円	15,000円	妊娠20週未満の死胎児を含む。
略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに使用の許可を受けた場合における使用料については、なお従前の例による。

議案第16号

伊那市体験交流施設条例の一部を改正する条例

伊那市体験交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

指定管理者が行う業務に宿泊等に関する業務を追加するため、提案するものであります。

(議案第 16 号別紙)

## 伊那市体験交流施設条例の一部を改正する条例

伊那市体験交流施設条例（令和 2 年伊那市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>（4） <u>前 3 号</u>に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p>	<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p><u>（3）宿泊等に関する業務</u></p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5）前各号</u>に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p>
<p>（開業時間及び休業日）</p> <p>第 6 条 <u>施設の開業時間及び休業日は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1） <u>開業時間 午前 8 時から午後 10 時まで</u></p> <p>（2） <u>休業日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</u></p>	<p>（使用時間及び休業日）</p> <p>第 6 条 <u>施設の使用時間は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1） <u>宿泊使用 午後 3 時から翌日の午前 10 時まで</u></p> <p>（2） <u>第 3 条各号に掲げる事業 午前 10 時から午後 3 時まで</u></p> <p><u>（ただし、使用日当日の宿泊使用に支障を及ぼさない場合にあっては、午前 8 時から午後 10 時まで）</u></p>

旧	新
<p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、施設の<u>開業時間</u>及び休業日を変更することができる。</p>	<p>2 施設の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、施設の<u>使用時間</u>及び休業日を変更することができる。</p>
<p>(使用許可の取消し等) 第10条 略</p>	<p>(使用許可の取消し等) 第10条 略</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第11条 使用者は、施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用者が納付すべき利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p><u>(利用料金の収受)</u></p> <p>第12条 前条第1項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第13条 指定管理者は、公益上特に必要と認められるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができます。</p>

旧	新
	<p><u>できる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p><u>第14条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>使用者が自己の責めによらない理由で使用できなくなつたとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>第10条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止したとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>前2号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められるとき。</u></p>
(原状回復の義務) <u>第11条 略</u>	(原状回復の義務) <u>第15条 略</u>
(損害賠償の義務) <u>第12条 略</u>	(損害賠償の義務) <u>第16条 略</u>
(市長による管理) <u>第13条 略</u>	(市長による管理) <u>第17条 略</u>

旧			新		
2 前項の規定により市長が施設の管理を行う場合における <u>第6条から第8条まで及び第10条の規定</u> の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			2 前項の規定により市長が施設の管理を行う場合における <u>第6条から第8条まで、第10条及び別表の規定</u> の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第6条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは	第6条	指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
第7条、第8条 及び第10条	指定管理者	市長	第7条、第8条 及び第10条	指定管理者	市長
			別表	<u>(第11条関係)</u>	<u>(第18条関係)</u>
			別表	利用料金	使用料
(使用料)					
第18条 第11条の規定にかかわらず、市長が管理する施設を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。					
(使用料の減免)					
第19条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。					
(使用料の還付)					

旧	新																	
	<p><u>第20条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>使用者が自己の責めによらない理由で使用できなくなつたとき。</u></p> <p>(2) <u>第10条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止したとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められるとき。</u></p>																	
(委任) <u>第14条 略</u>	(委任) <u>第21条 略</u>																	
	<p><u>別表（第11条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊使用</td> <td><u>1棟1泊（4人まで）</u></td> <td><u>30,000円</u></td> </tr> <tr> <td>日帰り使用</td> <td><u>1人1日</u></td> <td><u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>暖房使用</td> <td><u>宿泊使用</u></td> <td><u>1棟1回</u></td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>日帰り使用</u></td> <td></td> <td><u>2,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>(1) <u>宿泊使用において、4人を超える人数で使用する場合は、4人を超える数1人につき6,000円を加算した額とす</u></p>	区分	単位	利用料金	宿泊使用	<u>1棟1泊（4人まで）</u>	<u>30,000円</u>	日帰り使用	<u>1人1日</u>	<u>500円</u>	暖房使用	<u>宿泊使用</u>	<u>1棟1回</u>	<u>3,000円</u>		<u>日帰り使用</u>		<u>2,000円</u>
区分	単位	利用料金																
宿泊使用	<u>1棟1泊（4人まで）</u>	<u>30,000円</u>																
日帰り使用	<u>1人1日</u>	<u>500円</u>																
暖房使用	<u>宿泊使用</u>	<u>1棟1回</u>	<u>3,000円</u>															
	<u>日帰り使用</u>		<u>2,000円</u>															

旧	新
	<p>る。</p> <p>(2) 暖房使用は、宿泊使用は 1 泊を超えない期間を、日帰り 使用は 1 日を超えない期間をそれぞれ 1 回としたものとす る。</p>

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第17号

伊那市農村公園条例の一部を改正する条例

伊那市農村公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

美和湖公園を専用利用する者から料金を徴収するため、提案するものであります。

(議案第17号別紙)

## 伊那市農村公園条例の一部を改正する条例

伊那市農村公園条例（平成18年伊那市条例第131号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p><u>（休場期間）</u></p> <p>第5条 略</p>	<p><u>（休場期間等）</u></p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 第8条第1項の規定による農村公園の専用利用は、別表第1に掲げる開場日及び開場時間に利用することができる。</u></p>
<p>（利用許可の制限）</p> <p>第7条 略</p>	<p>（利用許可の制限）</p> <p>第7条 略</p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p><u>第8条 第6条の農村公園の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）のうち専用利用をする者（以下、「専用利用者」という。）は、別表第2に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業</u></p>

旧	新
	<p>所を有しない団体が利用する場合の利用料金は、別表第2に定める利用料金の額に、100分の150を乗じて得た額（この額に10円未満の端数のあるときは、切り捨てる。）とする。</p> <p>3 前2項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第9条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p>第10条 既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 専用利用者が、自己の責めによらない理由で利用できなくなつたとき。</p> <p>(2) 専用利用者が利用開始日前7日までに利用許可の取消しを申請した場合において、指定管理者が、相当な理由があると認めたとき。</p>
(目的外利用等の禁止)	(目的外利用等の禁止)
第8条 第6条の利用許可を受けた者（以下「利用者」とい	第11条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその

旧	新
う。)は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。	権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(利用許可の取消し等) <u>第9条</u> 略	(利用許可の取消し等) <u>第12条</u> 略
(原状回復の義務) <u>第10条</u> 略	(原状回復の義務) <u>第13条</u> 略
(損害賠償の義務) <u>第11条</u> 略	(損害賠償の義務) <u>第14条</u> 略
(市長による管理) <u>第12条</u> 略 2 前項の規定により市長が農村公園の管理を行う場合における第5条から第7条まで及び <u>第9条</u> の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(市長による管理) <u>第15条</u> 略 2 前項の規定により市長が農村公園の管理を行う場合における第5条から第7条まで、 <u>第12条及び別表第2</u> の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第5条	指定管理者は、必要がある
	市長は、必要がある
第5条	指定管理者は、必要がある
	市長は、必要がある

旧			新		
	ると認めるときは、市長の承認を得て	と認めるときは		ると認めるときは、市長の承認を得て	と認めるときは
第6条、第7条及び第9条	指定管理者	市長	第6条、第7条及び第12条	指定管理者	市長
			別表第2	(第8条関係)	(第16条関係)
			別表第2	利用料金	使用料

(使用料)

第16条 第8条の規定にかかわらず、市長が管理する農村公園の専用利用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合の使用料は、別表第2に定める使用料の額に、100分の150を乗じて得た額（この額に10円未満の端数のあるときは、切り捨てる。）とする。

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第18条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

旧	新												
	<p>(1) 専用利用者が、自己の責めによらない理由で利用できなくなつたとき。</p> <p>(2) 専用利用者が使用開始日前7日までに利用許可の取消しを申請した場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。</p>												
(委任) 第13条 略	(委任) 第19条 略												
	<p><u>別表第1（第5条関係）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>開場日</th><th>開場時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美和湖公園</td><td>4月1日から11月30日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</td><td>午前8時から午後5時まで</td></tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2（第8条関係）</u></p> <p>美和湖公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>利用料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用 利用</td><td>南側グラウンド</td><td>午前8時から正午まで 5,000円 正午から午後5時まで 6,400円</td></tr> </tbody> </table>	名称	開場日	開場時間	美和湖公園	4月1日から11月30日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前8時から午後5時まで	区分		利用料金	専用 利用	南側グラウンド	午前8時から正午まで 5,000円 正午から午後5時まで 6,400円
名称	開場日	開場時間											
美和湖公園	4月1日から11月30日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前8時から午後5時まで											
区分		利用料金											
専用 利用	南側グラウンド	午前8時から正午まで 5,000円 正午から午後5時まで 6,400円											

旧	新		
北側グラウンド		<u>午前8時から午後5時まで</u>	10,800円
		<u>午前8時から正午まで</u>	5,000円
		<u>正午から午後5時まで</u>	6,400円
		<u>午前8時から午後5時まで</u>	10,800円

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

伊那市火入れに関する条例の一部を改正する条例

伊那市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上伊那広域連合火災予防条例の一部を改正する条例（令和7年上伊那広域連合条例第2号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第18号別紙)

## 伊那市火入れに関する条例の一部を改正する条例

伊那市火入れに関する条例（平成18年伊那市条例第136号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（火入れの中止）</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報</u>又は火災警報が発令されたときは、火入れをしてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、<u>乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>（火入れの中止）</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは<u>乾燥注意報</u>が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令されたときは、火入れをしてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報若しくは<u>乾燥注意報</u>が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

(議案第19号別紙)

## 伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成18年伊那市条例第167号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。</p>

旧	新				
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>4 略</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円を、第2号から第5号までの</u>いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>4 略</p>				
<p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">階級</td> <td style="width: 50%;">勤務年数</td> </tr> </table>	階級	勤務年数	<p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">階級</td> <td style="width: 50%;">勤務年数</td> </tr> </table>	階級	勤務年数
階級	勤務年数				
階級	勤務年数				

旧				新			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

備考  
1～2 略

備考  
1～2 略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊那市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条例第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第20号

人権擁護委員候補者の推薦について

別紙の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

仲田穂積委員、北原和俊委員及び齋藤敬委員が令和8年6月30日をもって任期満了になることに伴い、別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は3年であります。

(議案第20号別紙)

い ぐち あきら  
井 口 明

昭和30年12月30日生（満70歳）

本籍 長野県伊那市福島1343番地  
住所 長野県伊那市福島1343番地

最終学歴	昭和55年 3月	学習院大学理学部卒業
職歴	昭和55年 4月から 平成18年 3月まで	長野県内中学校教諭
	平成18年 4月から 平成21年 3月まで	根羽村立根羽中学校教頭
	平成21年 4月から 平成24年 3月まで	辰野町立辰野中学校教頭
	平成24年 4月から 平成28年 3月まで	伊那市立富県小学校校長
	平成28年 4月から 平成30年 3月まで	伊那市教育委員会学校教育課教育コーディネーター
	平成30年 4月から 令和 7年 3月まで	伊那市教育委員会学校教育課中間教室教育支援員
公歴	令和 7年 4月から 現在	福島区長
備考	新任（任期 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで）	

きた ざわ かず ひこ  
北 澤 和 彦

昭和 32 年 3 月 21 日生（満 68 歳）

本 籍 長野県伊那市富県 7015 番地

住 所 長野県伊那市富県 7015 番地

最 終 学 歴	昭和 50 年 3 月	長野県箕輪工業高等学校卒業
職歴	昭和 50 年 3 月から 平成 元年 3 月まで	株式会社北沢バルブ伊那工場
	平成 元年 4 月から 平成 11 年 6 月まで	上伊那民主商工会
	平成 11 年 6 月から 平成 13 年 6 月まで	諏訪地方民主商工会
	平成 14 年 5 月から 平成 14 年 10 月まで	株式会社春近石工芸
	平成 14 年 10 月から 平成 15 年 1 月まで	有限会社原産業
	平成 15 年 6 月から 平成 23 年 12 月まで	マルタ工業株式会社
	平成 24 年 6 月から 令和 2 年 12 月まで	株式会社ヴォーグコーポレーション
	令和 3 年 1 月から 令和 4 年 12 月まで	株式会社宮坂組
	令和 4 年 12 月から 現在	株式会社アライズ
公 職 歴	なし	
備 考	新任（任期 令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで）	

さいとう  
齋藤  
たかし  
敬

昭和 39 年 5 月 5 日生（満 61 歳）

本籍 長野県伊那市高遠町西高遠 835 番地

住所 長野県伊那市美篋 4159 番地 2

最終学歴	昭和 62 年 3 月	専修大学法学部卒業
職歴	平成 5 年 1 月から 平成 22 年 12 月まで	湯澤房利司法書士事務所
	平成 22 年 12 月から 現在	サイトウ・オフィス（自営）
公職歴	平成 23 年 5 月から 令和 4 年 5 月まで	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部副支部長
	平成 24 年 5 月から 平成 25 年 10 月まで	伊那市土地開発公社理事
	平成 25 年 10 月から 平成 26 年 2 月まで	伊那市土地開発公社清算人
	平成 28 年 8 月から 現在	伊那市権利擁護ネットワーク連絡協議会委員
	平成 29 年 5 月から 令和 元年 5 月まで	長野県司法書士会常任理事
	平成 31 年 4 月から 令和 7 年 3 月まで	伊那市社会福祉協議会 福祉サービス苦情解決委員会委員及びくらしの安心サービス事業運営審査委員会委員
	令和 2 年 7 月から 令和 5 年 6 月まで	人権擁護委員（1期目）
	令和 4 年 9 月から 現在	伊那市自殺対策推進協議会委員
	令和 5 年 7 月から 現在	人権擁護委員（2期目）
	令和 6 年 10 月から 現在	長野家庭裁判所所属家事調停委員
備考	再任（任期 令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで）	

議案第21号

財産（建物）の譲与について

別紙のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

介護予防施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

(議案第21号別紙)

1 謙与する建物

- (1) 所在地 伊那市東春近3814番地5
- (2) 名称 下殿島いきいき交流施設
- (3) 構造規模 木造 平屋建て  
281.14平方メートル

2 謙与する相手先 伊那市東春近3814番地5

下殿島区  
代表 井上 学

3 謙与する日 令和8年4月1日

## 下殿島いきいき交流施設位置図

## 議案第21号関係資料



## 譲与建物の概要

所在地	伊那市東春近3814番地 5
構造規模	木造 平屋建て 281.14m <sup>2</sup>
しゅん工年月日	平成28年 1月 6日

議案第22号

令和7年度伊那市一般会計第9回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市一般会計第9回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第23号

令和7年度伊那市国民健康保険特別会計第4回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市国民健康保険特別会計第4回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第24号

令和7年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第4回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第4回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第25号

令和7年度伊那市後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市後期高齢者医療特別会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第26号

令和7年度伊那市介護保険特別会計第4回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市介護保険特別会計第4回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第27号

令和7年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第28号

令和7年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第29号

令和7年度伊那市水道事業会計第5回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市水道事業会計第5回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第30号

令和7年度伊那市下水道事業会計第4回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市下水道事業会計第4回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第31号

令和7年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度伊那市自動車運送事業会計第3回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第32号

令和8年度伊那市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第33号

令和8年度伊那市国民健康保険特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市国民健康保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第34号

令和8年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第35号

令和8年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第36号

令和8年度伊那市介護保険特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第37号

令和8年度伊那市営駐車場事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市営駐車場事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第38号

令和8年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第39号

令和8年度伊那市藤沢財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市藤沢財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第40号

令和8年度伊那市北原財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市北原財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第41号

令和8年度伊那市長藤財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和8年度伊那市長藤財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第42号

令和8年度伊那市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和8年度伊那市水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第43号

令和8年度伊那市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和8年度伊那市下水道事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝

議案第44号

令和8年度伊那市自動車運送事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和8年度伊那市自動車運送事業会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和8年2月20日提出

伊那市長 白鳥 孝